

令和3年度愛媛県宿泊施設感染防止対策等支援事業実施要領

(概要)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う宿泊客の減少により、深刻な打撃を受けている宿泊事業者の事業継続を支援するとともに、ウィズコロナ下での新たな事業展開や、アフターコロナにおける反転攻勢に備えるため、宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な物品・設備等の導入のほか、新たな需要に対応するための取組を支援するため、予算の範囲内で当該取組に要する費用を支援する。

(事務局)

第2条 本事業における補助金の交付等に係る事務を遂行するため、一般社団法人愛媛県観光物産協会に事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する宿泊施設（以下、「補助対象者」という。）は、交付申請の時点で、愛媛県内で旅館業法（昭和23年法律第138号。）第3条第1項に規定する許可を受け、愛媛県内で旅館業を営む者とする。

なお、本実施要領の施行日以前に事業に取り組んでいる場合は、その事業の開始日までに旅館業法の許可を得ている者を対象とする。

2 補助対象者は、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- (3) 前二号に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして事務局が特に除外すべきものと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象とする事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の第3に定める「具体的な感染防止対策」に対応するため実施するもの、または、観光客等のニーズに対応して観光施設等の機能やサービス、質を向上・充実させるために実施するもの
- (2) 令和2年5月14日から令和4年1月31日までの間に実施が完了するもの
ただし、1次申請の対象は、令和2年5月14日から令和3年8月1日までの間に支払いを完了しているものに限定
- (3) 本実施要領による補助以外の補助を受けていないこと

(補助対象経費)

第5条 前条で定める補助対象事業に係る補助対象経費は、別表第1欄のとおりとする。

(補助限度額)

第6条 第4条で定める補助対象事業に対する補助上限額は、次表の第2欄に定める補助上限額と第4欄に定める補助率の支出額とを比較して低い額を上限として交付する。

2 第4条で定める補助対象事業に対する補助下限額は、次表の第3欄に定める額とする。

3 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区分	補助上限額 (旅館業法の許可単位に基づく1宿泊施設当たり)	補助下限額 (旅館業法の許可単位に基づく1宿泊施設当たり)	補助率
「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の第3に定める「具体的な感染防止対策」に対応するため実施するもの	500万円 (1期の補助額と2期の補助額の合計)	10万円	補助対象経費の1/2以内
観光客等のニーズに対応して観光施設等の機能やサービス、質を向上・充実させるために実施するもの			

(実施期間)

第7条 実施期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 1次申請期間：令和3年8月2日(月)～令和3年9月10日(金)(当日消印有効)

2次申請期間(1次申請の変更を含む)

：令和3年9月15日(水)～令和3年12月28日(火)(当日消印有効)

※各期間中1回の申請のみ受け付けます。

なお、受付期間中であっても、申請額が予算額に達した時点で申請受付を終了します。

(2) 交付対象期間：令和2年5月14日(木)～令和4年1月31日(月)

(3) 交付決定時期：必要な書類が整った時点から3週間程度経過後

(4) 額の確定時期：事務局が実績報告書を受領し、必要に応じて現地確認を行い、事務局が適当と認めた後

(5) 請求の受付期間：額の確定後～令和4年2月14日(月)

(6) 額の交付時期：請求受付後、順次開始

(ただし、既実施事業に対する交付(概算払い)は随時実施)

(遅延の報告)

第7条の2 補助対象者は、申請時点では予見し得なかった事情により、補助対象事業を交付対象期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに補助金遅延等報告書(様式第9号)を提出し、事務局の指示を受けなければならない。

(交付決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)、様式第1号別紙(別紙1、別紙2-1、別紙2-2)、及び誓約書(様式第2号)を事務局に提出する。

2 事務局は、前項による交付申請書等の提出があったときは、交付申請者が第3条に定める交付対象者の要件を満たしていることを確認する。

- 3 必要な書類が整った時点で正式な申請として受け付け、申請受付後、3週間程度を目安として内容の審査を行い、適当と認めたときは交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は、必要に応じ条件を付すことがある。

(交付決定の変更)

第9条 交付対象者は、前条により補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、変更承認申請書（様式第3号）及び変更後の様式第1号別紙（別紙1、別紙2-1、別紙2-2）、を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、総額の変更を伴わない、各経費区分の20%以内の増減等の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 1次申請提出後に2次申請を行う場合は、前項の規定を適用し、変更申請の扱いとする。
- 3 事務局は、前二項による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは変更の承認を行い、当該交付対象者に通知するものとする。この場合において、事務局は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の中止または廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに令和3年度愛媛県宿泊施設感染防止対策等支援事業に係る補助事業の中止(廃止)承認申請書（様式第4号）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 事務局は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、事務局は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(実績報告書)

第11条 交付対象者は、事業完了日から起算して30日以内又は令和4年2月14日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）及び様式第5号別紙を事務局に提出する。

(現地確認)

第12条 事務局は、前条による報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて、補助対象物品等の状況について現地調査を行う。

- 2 事務局は、実績報告書の内容に疑義が生じた場合、指摘事項を交付対象者に通知し、補正を求めることができる。

(交付額の確定)

第13条 事務局は、適当と認めたときは交付額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

- 2 事務局は、報告書等の内容が補助金の交付を決定すべき要件に該当しない場合、遅滞なく、理由を付して、その旨を交付対象者に通知しなければならない。

(請求)

第14条 前条の規定により交付額の確定通知を受けた交付対象者は、交付額を請求しようとするときは、速やかに精算払請求書（様式第6号）を事務局に提出しなければならない。

(交付)

第15条 事務局は、前条の規定による請求書の提出があったときは、30日以内に補助金を

交付するものとする。

(概算払)

第 16 条 事務局は、前 2 条の規定にかかわらず、本事業の実施上必要があると認めるときは、実績に応じて補助金の一部を概算払することができる。

2 交付対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 7 号）を事務局に提出する。

(財産の管理及び処分)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、事務局が別途定める財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号）に定めによる）以前に、当事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（様式第 8 号）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

3 事務局は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の申請等に係る帳簿及び証拠書類を補助金交付の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存し、事務局からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出しなければならない。

2 事務局は、申請内容について、適正な申請に基づくものと確認する必要があると認めるときは、その申請内容について立ち入り検査等による確認等を行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第 19 条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき
- (2) 交付対象者が、第 3 条に定める者に該当しないことが判明したとき
- (3) その他事務局が特別の理由があると認めるとき

2 事務局は、前項の場合において、当該取消に係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとし、交付対象者は補助金を返還するとともに、返還日までの延滞金を支払うこととする。

(その他)

第 20 条 この要領に定めのない事項については、事務局がこれを定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 1 月 18 日から施行する。